

新居浜工業高等専門学校公印及び電子証明規則

令和3年3月17日規則第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)において使用する公印及び電子証明に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構公印及び電子証明規則(以下「機構規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公印の作成等)

第2条 公印を作成、改刻又は廃止しようとするときは、公印作成等伺(別紙様式1)により校長の承認を得なければならない。

(公印の種類等)

第3条 機構規則第5条の規定に基づく本校の公印の種類及び寸法は、別表第1のとおりとする。

(特別の用途に使用する公印)

第4条 機構規則第6条の規定に基づく本校の公印の種類及び寸法は、別表第2のとおりとする。

(公印の管理)

第5条 公印管理者は、前2条に規定するすべての公印について総務課長とする。

2 機構規則第7条第4項及び第5項の規定に基づく公印取扱者及び公印管守者は、別表第1及び第2のとおりとする。

(公印の使用)

第6条 公印の使用を必要とするときは、押印を受けようとする文書等に決裁済の原議書等を添えて、公印管理者、公印管守者又は公印取扱者(以下「管理者」という。)に公印の使用を請求するものとする。

2 管理者は、押印を受けようとする文書等と決裁済の原議書等を照合した上で、自ら押印し、又はその立会いのもとに公印の使用を請求した者に押印させることができるものとする。

3 機構規則第13条により電子証明書を使用したときは、商業登記に基づく電子証明書使用簿(別紙様式2)に所定の事項を記録するものとする。

(印影印刷)

第7条 電子情報システムにより作成する文書にあっては、公印管理者が認めたときは、同システムで作成した印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(職務代行時の公印使用)

第8条 公印に刻印されている役職者に事故等があるため、他の者が事務代理、事務取扱を命ぜられ、その職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の役職印を押印するものとする。

(会計機関の使用する公印)

第9条 本校における独立行政法人国立高等専門学校機構の会計機関の使用する公印については、別に定めるところによる。

附 則 (令和3年3月17日 制定)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の規定については、令和2年4月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校公印規則(昭和52年2月1日規則第16号)は、廃止する。

別紙様式 1

校 長	事務部長	総務課長	課長補佐	係 長	担当者

年 月 日

公 印 作 成 等 伺

新居浜工業高等専門学校長 殿

(公印管理者又は公印管守者)

氏 名

下記のとおり公印を（作成・改刻・廃止）してよろしいか伺います。

記

公 印 の 名 称		
寸 法	ミリメートル平方	
印 材		
印 影	(現行)	(作成・改刻案)
作成, 改刻, 廃止の理由		
使用開始年月日	年 月 日	
廃止年月日	年 月 日	

別表第1 (第3条, 第4条関係)

種類	名 称	寸法 (mm平方)	公印取扱者
組織印	学校の印	30	総務企画係長
職印	校長の印	30	
	事務部長の印	23	
	課長の印	20	
	教務主事の印	20	
	学生主事の印	20	
	寮務主事の印	20	

別表第2 (第3条, 第4条関係)

種類	名 称	寸法 (mm平方)	用 途	公印管守者	公印取扱者
組織印	学校の印	76	永年勤続表彰 名誉教授称号記用		人事係長
職印	校長の印	15	職員証用		人事係長
	校長の印	21	卒業証明書その他学生 課が作成する各種証明 書用	学生課長	教務係長 学生・図書係長
	総務課長の印	23	総務課預り金管理用		総務企画係長
	学生課長の印	20	学生課預り金管理用	学生課長	学生・図書係長